

産学共同研究等事業助成金取扱要領

1. 助成金の趣旨

大学又は研究機関との共同開発等の委託等やKASUGAI産学交流プラザを活用した試作品開発に対して支援するものです。

2. 助成対象

対象事業	対象者	要件
大学又は研究機関に新技術、製品、サービス、試作品等の開発、設計又は計測等の委託等、又は春日井市産学連携促進事業補助金交付要綱に基づく専門家派遣（KASUGAI産学交流プラザ）を活用した試作品開発	事業者	1 市税を滞納していないこと。

※ 事業者とは、会社法上の会社及び営利を目的とし税務署長に開業届出書を提出している個人事業主をいう。

※ 研究機関とは、科学研究費補助金取扱規程（昭和40年文部省告示第110号）第2条で定める「研究機関」として文部科学大臣が指定する機関、国又は地方公共団体（中小企業支援法第7条に規定する指定法人及び独立行政法人通則法に規定する独立行政法人を含む。）が設置し、及び運営する又は指定する機関並びに大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律（平成10年法律第52号）第4条の規定により実施計画が承認された事業者をいう。

3. 助成内容

助成金の額	限度額	対象経費（全て消費税を含める）
対象経費に100分の50（市と相互協力に関する協定を締結している大学の場合は3分の2）を乗じて得た額以内	1の年につき 50万円（市と相互協力に関する協定を締結している大学の場合は100万円）	1 委託料 2 手数料 3 設備等リース料 4 試作品開発にかかった費用 5 その他必要と認める費用（寄附金を除く） ※4については、春日井市産学連携促進事業補助金交付要綱に基づく専門家派遣（KASUGAI産学交流プラザ）を活用した場合に限る。

※ 助成金算定額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額を助成金の額とする。

※ 年度毎の限度額の累計は、当該年度の交付申請に対する額の合計とする。

※ 市と相互協力に関する協定を締結している大学との共同研究等の場合は、通常枠（年間限度額50万円）に追加して、別枠での助成（年間限度額50万円）を受けることができるものとする（通常枠・別枠合計で年間限度額100万円）。

4. 申請期限

交付申請期限
助成対象事業の完了した日から90日以内 （実質的に当該事業を終えた日及び支払いの日のうち、遅い日から90日以内）

5. 問い合わせ

春日井市産業部企業活動支援課	
電話	0568-85-6247
FAX	0568-84-8731
Eメール	kigyo@city.kasugai.lg.jp

